

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第246号

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「市長」を「条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第2条中「第4条ただし書」を「第5条ただし書」に、「または」を「又は」に改める。

第3条第1項本文中「第5条第3項」を「第6条第3項」に、「または」を「又は」に、「使用できる」を「利用することができる」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「臨時に」を「市長の承認を得て、これを」に改め、同条第2項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に、「使用できる時間」を「利用することができる時間」に、「変更する」を「変更し、又は前項ただし書の規定によりゴーカート等を利用利用することができない日を変更する」に改め、「の時間」の右に「又は日」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 ゴーカート等を利用することができない日は、休園日並びに休園日以外の月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日（3月25日から4月7日まで及び7月21日から8月31日までを除く。）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

第4条の見出しを「(利用料金の徴収方法等)」に改め、同条第1項中「条例第6条に定める」を削り、「使用料」を「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に、「により」を「と引換えに」に改め、同条に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第5条 条例第9条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

第1号様式中「京都市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑地管理課)